

フジヤ会計報酬規定一覧表(全て税抜金額)

H21年8/10現在

○ 顧問契約を締結する場合

① 年商1千5百万円未満

訪問回数	月額	決算料	年間報酬
2ヶ月に一度	26,000	156,000	468,000
3ヶ月に一度	24,500	147,000	441,000
1年に一度※	0	180,000	180,000

※一年に一度は全て御社のコンピューターで入力済みが要件
(1年に一度はプラス15,000円で電話、メールサポート添付)

② 起業家支援パック 月額30,000×12ヶ月 ※一年未満会社 決算料1年目半額90,000 訪問回数は2ヶ月に一度、年商は3千万円未満

年間報酬
450,000

③ 年商1千5百万円以上～1億円未満

訪問回数	月額	決算料	年間報酬
毎月訪問	33,000	198,000	594,000
2ヶ月に一度	30,000	180,000	540,000
3ヶ月に一度	28,500	171,000	513,000

④ 年商1億円以上～1億5千万円未満

④ 「不動産業の場合」年商1億円以上～2億5千万円未満

訪問回数	月額	決算料	年間報酬
毎月訪問	38,000	228,000	684,000
2ヶ月に一度	35,000	210,000	630,000
3ヶ月に一度	33,500	201,000	603,000

⑤ 年商1億5千万円以上については別途見積が必要

年商1億円以上の会社は原則として御社入力処理となります。

※全体の決まり

※1同時契約

2社以上の契約はそれぞれの会社の年間顧問料の7%値引き

※2 会社入力

全て自社入力をしている場合は年間顧問料の7%の値引き

※3 年末調整

年末調整
5名～料金発生
5名=5,250円
それ以降1人
2,100円ずつ
増加します。

※4 代行料

顧問契約の場合については簡易な書類代行含む

※ 上記の金額に含まれるもの

○会社設立時の税務署、都税事務所手続き

○年末調整作業(人数は4名以内)

○法定調書の提出

○償却資産の申告書の提出

○法人税、地方税、消費税申告書の提出

○総括表の提出(通常は顧客自身で発行の場合が多い)

○総勘定元帳の発行「御社で入力処理している場合は発行なし」

○借入時の対策や相談

○試算表の提供は原則的に訪問回数に比例しますが、銀行提出用などで臨時的に必要な場合は4ヶ月コースでも即時発行します。

○半年に一度の源泉税の納付書の作成